

# ○可茂衛生施設利用組合職員分限取扱規程

平成30年3月9日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 可茂衛生施設利用組合職員の分限の取扱いについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び可茂衛生施設利用組合職員の分限の取扱いの手続及び効果に関する条例（平成11年可茂衛生施設利用組合条例第13号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての職員をいう。

(休職期間の算定)

第3条 条例第4条第2項の規定により復職を命ぜられた者が、復職した後1年以内において同一の疾患（病名が異なる場合であっても、病状、病因等から同一の療養行為と認められるものを含む。）により再び療養を要すると認定されたときは、その者の休職期間の算定については、復職前の休職期間を合算する。

(休職発令の時期)

第4条 職員の休職発令の時期は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第2項第1号の規定による場合は、結核性疾患にあつては療養を命ぜられた日から1年、その他の場合にあつては90日を超えた日とする。
- (2) 法第28条第2項第2号の規定による場合は、起訴された日とする。

(委員会の設置)

第5条 職員の分限処分を公正に行うため、可茂衛生施設利用組合職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第6条 委員会は、管理者の諮問に応じ、分限処分の要否、種類、程度その他管理者が必要と認める事項について審議する。

(組織)

第7条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

- 2 委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、副管理者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。
  - (1) 事務局長
  - (2) 課長の職にある者のうちから管理者が任命した者
- 5 特別の事案を審査させるため、必要に応じて委員長が指名する臨時委員を置くことができる。

(職務)

第8条 委員長は、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じ審査の対象となる職員の所属長その他関係者を会議に出席させ、当該事案について意見又は説明を求め、及び審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4 会議は、非公開とする。

(答申)

第10条 委員長は、事案の審議を終えたときは、速やかにその結果を分限審査答申書（別記様式）により管理者に答申する。

(分限処分)

第11条 管理者は、前条の答申があった場合において分限処分の必要があると認めるときは、その処分を行う。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

